

県有地売却応募要領

〔 令和 7 年度第 3 回一般競争入札 〕

申込受付期間 令和 7 年 9 月 16 日（火）から

令和 7 年 10 月 17 日（金）まで

入 札 日 令和 7 年 11 月 5 日（水）

売却物件一覧

物件 番号	所 在 地 番	公 簿 地 積 （ 実 測 ）（ m ² ）	予 定 価 格	土 地 状 況 （ 公 簿 地 目 ）
1	元三次公舎（2～9号）	1,194 74 (1,194 74)	5,500,000 円	建付地 (宅地)

【注意事項】

入札の参加希望者は、申込みの前に必ず申込者ご自身で、現地の目視確認及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

広島県総務局財産管理課

(目 次)

	ページ
申込みから売買契約（所有権移転）までの流れ.....	1
県有地売却応募要領（一般競争入札）.....	2
1 入札申込みの受付.....	2
2 入札申込みの方法等.....	2
3 入札の日時等.....	3
4 入札参加資格.....	3
5 入札保証金.....	4
6 入札に当たっての注意事項.....	5
7 落札者の決定.....	5
8 入札結果.....	6
9 売買契約の締結等.....	6
10 契約上の主な特約.....	6
11 売買代金の支払方法.....	6
12 所有権の移転等.....	7
13 その他の注意事項.....	7
【参考】URLリンク（県ホームページ、土砂災害ポータルひろしま等）.....	8
別 紙（様式、参考資料）	
財産売買契約書（見本）.....	9
様式第1号 入札申込書.....	12
様式第2号 委任状.....	13
様式第3号 共有持分による入札に関する申立書.....	14
様式第4号 申出書.....	16
物件説明書	
【別紙1】：物件番号1	

申込みから売買契約（所有権移転）までの流れ

① 建物現地見学会

建物付売却物件であるため、次のとおり建物等の現地見学会を実施します。

物件番号1：令和7年10月10日（金）11：00～14：00

必ず建物等の現地を確認された上で、入札に参加してください。（現地見学をせず入札に参加することは可能ですが、事後に建物等の瑕疵等を発見しても、広島県では一切責任を負いません。）

※ 現地に駐車場はありません。公共交通機関を御利用いただきお越しください。

② 申 込 み

受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年10月17日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。）

受付場所 広島県総務局財産管理課（広島県庁本館3階）

③ 入 札

場 所 広島県庁自治会館会議棟 303 会議室（広島市中区基町10番52号）

日 時 令和7年11月5日（水）物件番号1：午前10時00分～

※入札受付は、各入札物件の入札開始時刻の15分前から行います。

※入札当日に入札保証金（金融機関の自己宛小切手）を納付していただきます。

入札保証金は、入札予定額の100分5以上の額が必要です。

④ 契 約 説 明

入札終了後、入札会場において、引き続き落札者に契約内容や手続を説明します。

⑤ 契 約 の 締 結

県から落札者へ、別に契約締結依頼書と契約書原本を送付します。契約の締結期限は、落札決定の通知をした日から5開庁日以内となりますので、速やかに締結をしてください。

⑥ 売 買 代 金 の 支 払

契約の締結を県で確認したら、県から別に売買代金が記載された納入通知書を落札者へ送付しますので、納入通知書に記載された指定の金融機関において代金を納付してください。

⑦ 所 有 権 の 移 転

売買代金が完納された日付けをもって所有権を移転します。（売却物件は現状有姿での引渡しとなります。）なお、所有権の移転に係る登記手続は県が行います。

県有地売却応募要領（一般競争入札）

一般競争入札による県有地の売却においては、購入希望者全員による競争入札を行い、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定します。購入を希望される方は、本紙要領を良く御理解の上、申込みをしてください。

1 入札申込みの受付

入札への参加を希望される方は、該当物件の入札への参加申込書を提出してください。

(1) 申込みの受付期間

令和7年9月16日（火）～令和7年10月17日（金）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。）

(2) 提出の方法

次の2通りで提出ができます。（※電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。）

ア 直接提出する場合

広島県総務局財産管理課（広島県庁本館3階）の県有地販売促進グループまでお越しください。

イ 郵送提出する場合

簡易書留の方法により、令和7年10月17日（金）必着にて、次の宛先までお送りください。

[送付先] 〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課（県有地販売促進グループ）

2 入札申込みの方法等

(1) 申込方法

次の書類を提出してください。

ア 入札申込書（様式第1号 ※本要領の末尾に様式例として添付しています。）

※必要事項を記入し、押印（登録証明したもの）した原本を提出してください。

イ 印鑑登録証明書（1通）※発行日から3ヶ月以内のもの

(2) 申込みに当たっての留意事項

ア 同一の申込者（1世帯（1社）基準）が同じ物件に複数の申込みをすることはできません。

※複数の入札物件に対して、それぞれに申込みをすることはできます。

イ 持分共有による取得を希望される場合は、入札申込書に各々の共有持分を明記の上、持分共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

(3) 物件の確認について

ア 申込みの前に、必ず申込者ご本人が、現地現況の確認並びに物件取得後の利用計画に関する諸規制等の調査を行ってください。

イ 県ホームページ（P.7にURL）から、物件概要のわかる資料の確認（ダウンロード）が可能です。

ウ 希望者には該当物件の「敷地境界等に関する資料」を紙面で配付（郵送又は手交）します。

※物件は現況のまま引き渡します。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）

建物等の点検・清掃・補修・撤去、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切広島県では行いません。また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、広島県では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、必要に応じ購入者が建築関係機関や供給処理施設の管理者などに問合せするなどし、対応してください。

3 入札の日時等

(1) 入札日時と場所

物件 番号	入 札 実 施 日	(受付開始時間) 入札開始時間	入 札 場 所
1	令和7年11月5日(水)	(午前9時45分) 午前10時00分	広島県庁 自治会館会議棟303会議室

※ 県庁に駐車場はありますが、台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関を御利用いただきお越しください。また、令和5年7月1日より、県庁外来駐車場の利用料金等が変更となっています。詳しくは県ホームページを確認してください。

- (2) 入札の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場されますと、入札終了まで退場することができません。また、携帯電話等電子機器の利用も御遠慮いただいておりますので、注意してください。
- (3) 入札には申込者又は代理人の出席が必須ですが、代理人が入札をする場合は、委任状(様式第2号)を受付時に提出してください。
- (4) 入札会場への入室は1名とします。持分共有により申し込まれる方についても入室は1名ですので、他の持分共有者からの委任状を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。
- (5) 入札開始時刻になりますと、入札会場の出入口を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。
- (6) 入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。なお、本説明会については、申込者の同伴者も出席が可能です。
- (7) 入札までに、次の準備物を揃え、入札当日には必ず持参してください。

入札当日に、入札保証金(小切手)、印鑑及び委任状(代理人又は共有持分による入札の場合のみ)を持参していない方は、入札に参加することができません。

	準 備 物	説 明
1	入札保証金(小切手)	入札予定額の100分の5以上の額の自己宛小切手
2	収入印紙(200円)	落札されなかった場合の入札保証金還付に必要
3	印鑑	入札申込書に押印した印鑑証明登録印(代理人の場合は委任状で指定した代理人使用印)
4	筆記用具	黒又は青の万年筆又はボールペン(消えるものは不可)
5	委任状	代理人又は持分共有による入札の場合必要

4 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず誰でも参加することができますが、次に該当するときは入札の参加資格を認めませんので、入札に参加することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する場合

ア 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記(エ)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

- ア 入札参加者は、入札当日に入札会場で入札保証金を納付していただく必要があります。
- イ 入札保証金は、入札書に記載する予定金額の、100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕

$$\begin{array}{lcl} \text{(入札書に記載する金額)} & & \text{(入札保証金として納付が必要な額)} \\ 20,000,000 \text{ 円} \times \frac{5}{100} & = & 1,000,000 \text{ 円 以上} \end{array}$$

※持分共有により申し込まれた方は、持分共有者ごとにそれぞれ共有持分に応じた額の入札保証金を納付してください。ただし、別紙様式第2号（委任状）及び様式第3号（共有持分による入札に関する申立書）を提出することにより、入札保証金の納付等を持分共有者一者に集約することができます。

- ウ 入札保証金は、金融機関が振り出す自己宛小切手で納付してください。
- エ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししません。
- オ 入札保証金は、その預かり期間中の利息を付けません。
- (2) 金融機関の自己宛小切手について
- 金融機関の店舗が振出人となり、自店舗を支払人として振り出すものであり、金融機関の店舗が振出人兼支払人となっている小切手（いわゆる預金小切手）です。作成に係る手数料等については負担してください。紛失、盗難等の用心のため、線引き（下図）としても結構です。

小 切 手	
支払地	〇〇市△△町□□
支払人	◎◎銀行〇〇支店
¥1,000,000 ※	
上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください	
振出地	〇〇市
振出日	令和〇〇年△△月□□日
振出人	〇〇市△△町□□ ◎◎銀行〇〇支店 支店長

全国△□◎◎
△□◎□-〇△□

注1) 振出人及び振出日について

手形交換所に加盟する金融機関が振り出す小切手で、振出日から7日以内のものに限る。

注2) 受取人について

持参人払いとする。

(3) 入札保証金の還付等

次のア、イの区分に従って還付等を行います。

ア 落札者

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として広島県で保有します。契約締結の後、売買代金を即納する場合には売買代金へ充当し、支払期日を延期する場合には契約保証金へ充当します。

イ その他の者

落札できなかった者については、入札終了後直ちに、入札会場において、「納記」（入札当日の入

札保証金納付時に交付)と引換えに、入札保証金を還付します。入札保証金の還付を受けた証明として、「納記」に収入印紙(200円)の貼付けが必要となりますので、事前に御準備の上、入札当日に持参してください。

(4) その他

入札参加者が、入札に関し不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は広島県に帰属しお返ししませんので、御承知おきください。

6 入札に当たっての注意事項

(1) 入札までに、次の準備物を揃え、入札当日には必ず持参してください。

入札当日に、入札保証金(小切手)、印鑑(※)及び委任状(代理人又は共有持分による入札の場合のみ)を持参していない方は、入札に参加することができません。

※ 入札申込書に押印した印鑑証明登録印(代理人の場合は委任状で指定した代理人使用印)

(2) 入札書など関係書類は、入札当日、会場において配付します。(事前配付はしません。)入札手順については当日説明しますので、指示に従って入札してください。

(3) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、印鑑(印鑑証明書と同じ印影)を押印していただきます。代理人が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印鑑(委任状と同じ「代理人使用印」に限る。)を押印していただきます。

(4) 入札書への金額の記入は、アラビア数字(0、1、2、3・・・)を使用し、金額の頭書には「¥」印を付してください。

(5) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が談合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 入札保証金が5-(1)に規定する額を満たさない入札をしたとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 入札書の入札金額が訂正してあるとき。

ケ 入札申込書に押印した印鑑証明登録印(代理人の場合は委任状で指定した代理人使用印)でない印鑑を使用して入札したとき。

コ 入札書の入札金額を除く記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

7 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、広島県が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

(3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

8 入札結果

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名（法人名称）、落札金額）については、原則公表します。

9 売買契約の締結等

(1) 落札者は、落札決定の通知をした日から5開庁日以内に、広島県と売買契約を締結していただきます。（当日に契約の締結はしません。後日契約書を郵送します。）

ア 売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

イ 持分共有予定者の連名により入札に参加した者が落札者となった場合は、それぞれの共有持分に応じ持分共有者全員の連名により売買契約を締結することとなります。

(2) 落札者が(1)の期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししません。

(3) 売買契約書の1部（広島県保管用。ただし、持分共有予定者の連名により入札に参加した者が落札者となった場合は、作成する契約書全部。）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

※収入印紙の額は、売買する代金の額によります。

(4) 契約の締結に際して、個人の場合には「印鑑証明書及び住民票記載事項証明書（発行日から3か月以内のもの）」、法人の場合には「印鑑証明書及び法人登記事項証明書」の提出が必要になります。

10 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 禁止する用途

ア 契約締結の日から5年間は、売却物件を風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します。

※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

イ 売却物件を暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、物件の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸すことを禁止します。

※「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいいます。

(2) 実地調査等

上記(1)の条件の遵守状況を確認するために、物件の利用状況に係る実地調査を随時実施することがあります。実地調査について、落札者は、正当な理由なく、調査を拒み、妨げ、又は忌避してはなりません。

(3) 違約金

落札者が上記(1)又は(2)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

11 売買代金の支払方法

(1) 即納の場合

ア 落札者は、広島県が別に発行する納入通知書により、通知書で指定する金融機関において、納入通知日から10営業日以内に納付しなければなりません。

なお、入札の際に納付された入札保証金は売買代金に充当されます。

イ 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、入札保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししませんので注意してください。

(2) 支払期日延期の場合

- ア 落札者は、売買代金の全部を上記(1)-アまでに納付することができない場合、契約保証金（売買代金の100分の10に相当する金額）を納付することで、納付期日を延期できます。
- イ 延期の期限は、当該契約日の属する年度内で別に県が定める日までとなります。
- ウ 契約保証金の額は入札保証金の額を充当した残金とし、広島県が別に発行する納入通知書により、納入通知日から金融機関の10営業日以内に納付してください。
- エ 契約の締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししませんので注意してください。
- オ 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

12 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納された日付をもって所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。(図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。)
- (2) 所有権の移転登記は広島県が管轄法務局に対して行います。抵当権の設定登記を同時申請される場合は、落札者が設定登記に係る手続を依頼した司法書士に対して、広島県から所有権移転登記嘱託書をお渡ししますので、申出書（様式第4号）を提出してください。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 持分共有者全員の連名により売買契約を締結した物件については、それぞれの共有持分に応じて所有権の移転登記を行います。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

13 その他の注意事項

- (1) 不正な申込みについては、無効としますので、注意してください。
- (2) 現況のまま物件の引渡しを行いますので、必ず現地を確認しておいてください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い所もありますので、怪我などに十分注意してください。
- (4) 建物の建築や土地の利用に当たっては、建築基準法及び県、市の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、広島県の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、広島県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (8) 不落物件（今回の入札において落札者のなかった物件）については、次回の一般競争入札等処分手続を開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している予定価格以上で売却します。

【参 考】

- 県ホームページ（売却物件概要）

<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kenyuchi-top/>>

- 土砂災害ポータルひろしま

<<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>>

- 高潮・津波災害ポータルひろしま

<<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>>

広島県を甲とし、(落札者)を乙として、甲と乙は、次のとおり財産売買契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の財産(土地の定着物及び付帯工作物等を含む。)を乙に現況で売り渡し、乙は甲から事前に配布された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

【土地】

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備 考
				現況渡し

【建物】

所 在	家屋番号	構造	延べ面積 (㎡)	備 考
				現況渡し

(売買代金)

第2条 乙が甲に支払う財産の売買代金(以下「代金」という。)は、金(落札金額)円とする。

(代金の納付及び遅延利息)

第3条 乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、別途甲が指定する期日までに納付しなければならない。

2 乙は、代金を前項の納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年 14.5 パーセントの割合(ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする)で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第4条 財産の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付したときに、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、財産の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

(財産の引渡し)

第5条 甲は、前条の規定により、財産の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

(登記手続等)

第6条 この契約による財産の所有権移転の登記は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後において、乙の請求により、甲が囑託して行うものとし、乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による財産の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結の時から財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求しない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該財産が種類・品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完、費用の負担、代金の減額、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

(禁止用途)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年を経過する日までの期間(以下「指定期間」という。)、財

産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- 2 乙は、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、財産の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第 10 条 甲は、指定期間中、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

第 11 条 乙は、第 9 条又は前条第 2 項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、第 2 条に規定する代金の 100 分の 10 に相当する額とする。

- 3 第 1 項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

（返還金等）

第 13 条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が負担した契約の費用は返還しない。

（有益費等請求権の放棄）

第 14 条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの財産に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（乙の原状回復義務）

第 15 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が財産を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、財産が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより財産を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該財産について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、第12条の規定によりこの契約が解除された場合は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの財産の賃貸料に相当する額(甲の算定する額)を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第15条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(専属的合意管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 住 所

氏 名

入 札 申 込 書

一般競争入札による県有財産の売払いについて、県有地売却応募要領（令和7年度第3回一般競争入札）の内容、広島県契約規則及び広島県会計規則を承諾の上、次のとおり申し込みます。また、申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 私は、県有地売却応募要領「4入札参加資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、県有地売却応募要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について広島県に対し、一切の異議、苦情等を申し立てません。

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

1 入札申込者

住所（法人所在地） 〒 _____

ふりがな
氏名（法人名） _____ 印

【法人の場合】

代表者職 氏 名 ふりがな _____

代表者住所 〒 _____

電話番号 _____

※印鑑登録証明書の印影により押印してください。

2 申込物件

物件番号	所 在 ・ 地 番

注) 持分共有による取得の希望がある場合、持分共有予定者全員の連名により、各々の共有持分を明記の上、お申込みください。

委任状

令和 年 月 日

広島県知事様

委任者（入札申込者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

※入札申込書とともに提出した印鑑登録証明書の印影に
より押印してください。

私は次の者を代理人と定め、令和7年度第3回一般競争入札における県有地の売却に係る入札並びに売買手続き等一切の権限を委任します。

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

代理人使用印
(認印で可)

印

※入札書（入札当日、入札会場において配付）への押印は、当該委任状において指定した「代理人使用印」によって行う必要がありますので、必ず持参してください。

物件番号	所 在 ・ 地 番

共有持分による入札に関する申立書

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所 _____

共有持分 : _____ / _____

氏 名 _____ (印)

※入札申込書とともに提出した印鑑登録証明書の印影に
より押印してください。

私は次の者を代理人と定め、県有地の売却に係る令和7年度第3回一般競争入札における入札及び売買
手続において、次の権限を委任しました。

なお、当該委任に関する金銭の授受等一切の責任は、委任当事者間で負うことについて合意していま
す。

代理人

住 所 _____

共有持分 : _____ / _____

氏 名 _____

- 1 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して県へ納付する
権限
- 2 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して県から還付を
受ける権限 【落札できなかった場合】
- 3 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して財産売買代金
へ充当する権限 【即納の場合】
- 4 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して契約保証金へ

充当する権限 【支払期日の延期による場合】

- 5 私の共有持分に係る契約保証金（入札保証金との差額）を、代理人の共有持分に係る契約保証金（入札保証金との差額）と一括して県へ納付する権限 【支払期日の延期による場合】
- 6 私の共有持分に係る契約保証金を、代理人の共有持分に係る契約保証金と一括して財産売買代金へ充当する権限 【支払期日の延期による場合】
- 7 私の共有持分に係る財産売買代金（残金）を、代理人の共有持分に係る財産売買代金（残金）と一括して県へ納付する権限
- 8 私の共有持分の所有権移転登記に係る登録免許税を、代理人の共有持分に係る所有権移転登記に係る登録免許税と一括して税務署へ納付する権限

物件番号	所 在 ・ 地 番

申 出 書

令和 年 月 日

広島県知事様
(財産管理課)

事務所の所在地

職名・氏名
(電話:)

職印

私こと司法書士_____は、_____から、不動産の表示記載の物件について、登記申請に係る一切の件につき委任されました。

つきましては、不動産の表示記載の物件に係る広島県を登記義務者とする所有権移転登記に係る書類は私が管轄法務局に対して提出いたします。

なお、所有権移転登記に係る書類提出に係る一切の責めは私が負います。

1 不動産の表示

--

2 登記嘱託書を提出する理由 (例: 抵当権設定登記申請を同時に行うため。)

--

3 登記嘱託書を提出する予定の年月日

令和 年 月 日

※抵当権設定登記など登記申請に係る委任状の写しを添付してください。

所有権移転登記に係る書類を法務局に提出した際の受付番号・受付年月日 (任意の様式で結構です) をファックス (fax:050-3156-3479、広島県総務局財産管理課県有地販売促進グループ宛) で連絡してください。

受 領 書

令和 年 月 日

所有権移転登記に係る書類を受領しました。

事務所の所在地
職名・氏名

職印

申込み・問合せ先

広島県総務局財産管理課

広島市中区基町 10 - 52 (広島県庁本館 3 階)

電 話

 082 - 513 - 2305 (ダイヤルイン)

ファックス

 050 - 3156 - 3479